

## 1 件名 三浦市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の基本方針

### 2 提案の根拠・理由

引橋地区地区計画について、新市役所を含む公共施設棟や図書館及び店舗等を有する民間施設棟を整備し、引き続き、市の活性化に繋がる市民交流拠点の形成に取り組むため、都市計画の変更を行う。これにより、本条例の適用区域である引橋地区地区整備計画区域における建築物の用途の制限について、所要の改正を行うもの

### 3 改正の内容

別表第2の3 引橋地区地区整備計画区域の表にB-2地区の欄を加えるもの

制限事項	計画地区の区分			
	A地区	B-1地区	B-2地区	C地区
建築物の用途の制限	<p>次の各号に掲げるものは、建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(5) 学校</p> <p>(6) 病院</p> <p>(7) 自動車教習所</p> <p>(8) 畜舎</p>	<p>次の各号に掲げるものは、建築してはならない。</p> <p>(1) A地区の欄の各号に掲げるもの</p> <p>(2) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(3) 公衆浴場</p> <p>(4) 診療所</p> <p>(5) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(6) 工場</p> <p>(7) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設として政令第130条の6の2に規定するもの</p> <p>(8) ホテル又は旅館</p>	<p>次の各号に掲げるものは、建築してはならない。</p> <p>(1) A地区の欄の各号に掲げるもの</p> <p>(2) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(3) 工場</p> <p>(4) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設として政令第130条の6の2に規定するもの</p> <p>(5) ホテル又は旅館</p>	<p>次の各号に掲げるもの以外は、建築してはならない。</p> <p>(1) 消防署</p> <p>(2) 前号の建築物に附属するもの</p>

### 4 施行期日

公布の日から施行する。